金融負債の分類及び測定要件に関する考え方の比較

	項目	IFRS 第 9 号	FASB 暫定合意	参考の考え方	参考 の考え方
1.	会計基準の簡素化	・ (組込デリバティブの	・同左	・ 簡素化につながる。	• Frozen credit spread O
		区分処理の点等につい			考え方は、新たな測定
		て)会計基準簡素化の			属性の導入につながる
		要請には対応できてい			ため、会計基準の複雑
		ない。			性が増すとの指摘あ
		・他方、Frozen credit			IJ.
		spread という新たな測			
		定属性を創出すること			
		にはつながらない。			
2.	金融資産の分類及び	・ 資産・負債のアプロー	・ 全体として、対称的な	・同左	・同左
	測定との一貫性、対称	チに、対称性なし。	アプローチ。		
	性				
3.	公正価値測定の対象 ¹	・ トレーディング目的の	・金融商品の特性の要	・ 例外である償却原価測	・ 契約上、キャッシュ・
		金融負債(デリバティ	件、事業戦略の要件 ² の	定を選択しない限り、	フローが元本と金利の
		ブを含む)について、	いずれかを満たさない	公正価値で測定され	みから構成されるもの
		公正価値で測定され	場合、公正価値測定の	る。	の、償却原価測定の要
		る。	対象となる。		件を満たさない金融負
					債について、公正価値
					で測定される ³ 。

¹公正価値オプションが適用される金融負債は、公正価値測定の対象となるが、比較表に記載していない。

² (i)発行等の当初時点で、移転を目的として保有されているものであり、企業が金融負債の公正価値で取引を行う能力を有しているか、(ii)金融負債がショートセールによるものである以外の場合。

³ 償却原価測定の要件を満たさないものの、契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されている金融負債については、Frozen Credit 財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する 法律並びに条約によって保護されています。許可な〈複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考の考え方	参考の考え方
4.	公正価値測定の対象	・ トレーディング目的の	・ デリバティブの他、移	・ 公正価値での測定によ	・ 契約キャッシュ・フロ
	に関する考え方	金融負債については、	転やショートセールを	って、資産・負債のリ	ーに基づくビジネスモ
		資金運用ポジションの	目的とする事業戦略に	スクを財務諸表に適切	デルで管理されていな
		一部を構成するものと	よるものについては、	に反映することが可能	い金融負債について
		考えられるため、公正	資金運用ポジションの	となると考えられる。	は、公正価値での測定
		価値での測定が妥当と	一部を構成するものと	・ 他方、本来、償却原価	が妥当と考えられる。
		考えられる。	考えられるため、公正	で測定することが望ま	・但し、Frozen Credit
			価値での測定が妥当と	しい金融負債につい	Spread による測定の対
			考えられる。	て、公正価値で測定さ	象となる金融負債につ
				れる可能性がある。	いて、公正価値測定に
					よる方が理解が容易と
					の指摘もある。
5.	償却原価測定の対象	・多くの金融負債が償却	・同左	・ 例外の定め方、経営者	・ 多くの金融負債が償却
		原価での測定対象にな		による適用によって、	原価での測定対象にな
		ると考えられる。		償却原価での測定対	ると考えられる。
				象は異なる。	
6.	償却原価測定の対象	・企業は金融負債の満期	・同左	・ 本来、償却原価で測定	・企業は金融負債の満期
	に関する考え方	に支払いを行うことが		することが望ましい金	に支払いを行うことが
		多いことから、通常の		融負債が、償却原価測	多いことから、通常の
		事業活動における契約		定とならない可能性が	事業活動における契約
		上の支払義務を表わし		ある。	上の支払義務を表わし
		た償却原価による測定			た償却原価による測定
		は多くの場合妥当と考			は多くの場合妥当と考

	項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考の考え方	参考の考え方
		えられる。			えられる。
7.	自己の信用リスクの	・ 公正価値オプションが	・ 公正価値で測定される	・同左	・ 償却原価測定の要件を
	変動に起因する公正	適用される金融負債に	金融負債に関して、純		満たさないものの、契
	価値の変動額の取扱	関して、OCI に表示さ	利益に表示される。な		約キャッシュ・フロー
	61	れ、純利益には表示さ	お、リサイクリングの		に基づくビジネスモデ
		れない(但し、金融負	問題は生じない。		ルで管理されている金
		債の満期前に消滅の認			融負債に関して、測定
		識がされる場合、AOCI			に反映されない。
		についてリサイクリン			・ 契約キャッシュ・フロ
		グされない _{)。}			- に基づくビジネスモ
		・ トレーディング目的の			デルで管理されていな
		金融負債(デリバティ			い金融負債、及び、公
		ブを含む)に関しては、			正価値オプションの適
		純利益に表示される。			用対象である金融負債
					(デリバティブを含
					む)に関しては、純利
					益に表示される。
8.	複合商品の区分処理	・ 従来の基準と同様、基	・同左	・ 区分処理は要求されな	・主契約の定義の観点を
		本的に、デリバティブ		l I.	踏まえて区分処理を判
		の定義の観点を踏まえ			断するため、追加的な
		て区分処理を判断する			ガイダンスの開発が必
		ため、追加的なガイダ			要。
		ンスの開発が不要。			
9.	経営者の恣意性	・ 目的に応じて区分され	・ 金融商品の特性と企業	・ 償却原価での測定を経	・金融商品の契約条件と
		るため、(金融資産と比	の事業戦略から定める	営者の選択に委ねるこ	企業のビジネスモデル

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する 法律並びに条約によって保護されています。許可な〈複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考の考え方	参考の考え方
	べて小さいものの)恣	ため、恣意性の余地は	とから、恣意性の余地	から定めるため、恣意
	意性の余地は残る。	相対的に小さいと考え	は高い。	性の余地は相対的に小
		られる。		さいと考えられる。
				・ 複合商品について、商
				品設計による利益操作
				の余地を減じうると考
				えられる。
10. 従来の会計基準との	・ 自己の信用リスクに関	・アプローチは異なる	・ 大幅な改訂につながる	• Frozen credit spread $\mathcal O$
比較と運用可能性	する定めを除き、従来	が、現行の米国基準と	可能性がある。但し、	導入、組込デリバティ
	のIAS第39号と比較し	比較して大きな変更は	例外要件によっては、	ブの区分要件の定め方
	て特段の変更がないた	ない。このため、基準	会計処理について、結	等について、比較的大
	め、基準の運用可能性	の運用可能性について	果として大きな変更が	きな変更が必要。
	についてはある程度検	はある程度検証済。	ないこともあり得る。	・ Frozen Credit Spread に
	証済。			よる測定について、実
				務への適用が困難との
				指摘あり。
11. 日本基準との比較	・ 公正価値オプションの	・ 公正価値オプションの	・ 大きく相違する。但し、	・ Frozen credit spread の
	適用や自己の信用リス	適用に関する取扱いを	例外要件によっては、	導入の他、組込デリバ
	クに関する取扱いを除	除き、大きな相違はな	会計処理について、結	ティブの区分処理の要
	き、大きな相違はない	いものと考えられる。	果として大きな変更が	件等について、相違が
	ものと考えられる。	・ 組込デリバティブの経	ないこともあり得る。	ある。
	・ 組込デリバティブの経	済的特徴及びリスクと	・ 組込デリバティブの区	
	済的特徴及びリスクと	主契約の経済的特徴及	分処理を要求しない。	
	主契約の経済的特徴及	びリスクが明らか		
	びリスクが"closely	に"closely related"か否		

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する 法律並びに条約によって保護されています。許可な〈複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項(1)- -3

項目	IFRS 第 9 号	FASB 暫定合意	参考の考え方	参考 の考え方
	related"か否かで組込デ	かで組込デリバティブ		
	リバティブの区分処理	の区分処理を判定す		
	を判定する。	る。		